

平成 31 年 4 月 15 日現在

機関番号：12501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16912

研究課題名(和文) 前近代日本における理念的鎌倉幕府像の形成と展開 その言説史的再構成

研究課題名(英文) The Idea of Kamakura: Intellectual History of Early Medieval Japan

研究代表者

山口 道弘 (YAMAGUCHI, MICHIMIRO)

千葉大学・大学院社会科学研究院・准教授

研究者番号：60638039

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、吾妻鏡と平家物語諸本における平行記事の異同を、言説史のやりかたで分析した。その結果、後期の鎌倉幕府が、傍輩(鎌倉幕府が、その麾下のすべての御家人を、將軍の直属従者たるの資格において平等なりとして扱うこと)関係の維持に腐心をしてきたこと、就中、他の御家人(とくに自らの姻族)と較べて自らの誠忠を誇るような言論を警戒していたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

鎌倉幕府は將軍と御家人との主従関係に拠って立つ。そして、主従双方ともに、その地位は、父から子へと継承される。だから今までの鎌倉幕府研究が、御家人制と父系直系に地位が継承される御家人の家を掘り下げてきたのは、まことに所以であった。たしかに史料上も、幕府が御家人の姻族関係に容喙した事例は少ないのである。しかし、少なくとも後期鎌倉幕府にとって、御家人の家同士、就中、姻族関係に立つ家同士の調整は重大事で、これへ容喙する事例が少ないのは、幕府があえて触れなかったからである。本研究は、これを明らかにしたことによって、傍輩制度の人為的性格をヨリ一層確かなものとした。

研究成果の概要(英文)：This research analyzes the difference between parallel articles in Aduma-kagami and Yomihon-kei Heike-Monogatari in the way of intellectual history. As a result, the late Kamakura Shogunate was devoted to maintaining the Hobai relationship (Kamakura Shogunate's treating all Gokenins as equal in the qualification of the Shogun's direct vassal). It was revealed that Shogunate was wary of speech in which a Gokenin was proud of his ancestor and himself compared with other Gokeninss, especially his relatives.

研究分野：日本法制史

キーワード：御家人 吾妻鏡 主従制

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 幕府研究においては制度史研究が戦前より盛んになされ、牧健二、石井良助、佐藤進一、石井進などの緻密な研究が蓄積されてきた。本研究は、それらの業績によって明らかにされた幕府の諸制度を、当の幕府が、どのような意図を以て運用していたか、を明らかにしようとするものであった。

もっとも、従来の研究も、制度が作られた意図について、当然のことながら言及している。しかし、その意図の推定は、ほぼ全くとって良いほど機能主義に拠っていた。ところが機能主義は、個々の制度の制定原因を推測するには都合だが、制度全体の中で何が肝心要であったか、を明らかにするのは苦手である。

(2) そこで、本研究では、同時代における言説史(intellectual history)の方法によった。言説史は、ある言説を理解するに当たって、それが発せられた文脈(論争)を重視する立場であり、これに従えば、その当時の鎌倉幕府で熱い論戦の場であったか、明らかに出来るわけである。

もっとも、存在自体は半世紀前から我が歴史学界でも知られていたところの言説史を、中世日本に適用した事例が多くないのには理由がある。我が中世には、ある制度の設立・運用を巡ってなされた筈の議論が、面だった形では、殆ど全く伝世しないためである。

### 2. 研究の目的

そこで本研究では、吾妻鏡と平家物語諸本、太平記諸本、そして式目の幾つかの注釈書に見える平行記事(ある事件についての異伝)を、研究の主対象に選んだ。これらは何れも中世日本人の書いた史書であって、表向きには政治的論争の書物ではないけれども、多くの異論が累積するからには、その背後に大きな問題が潜んでいるだろうと考えたからである。

特に重要なのは、鎌倉幕府が自ら編纂した史書・吾妻鏡であって、これと平家物語諸本における平行記事の対抗関係を整理することによって、吾妻鏡を編纂した中後期の鎌倉幕府が対応せざるを得なかった政治的論争の基本的構図と、そこにおける幕府の選択とが鮮明に現れるのではないかと考えた。

### 3. 研究の方法

先述の通り、本研究では、第1に、鎌倉幕府が編纂した歴史書である吾妻鏡を主たる題材とし、同書の編纂態度の中に中世武家政権の自己認識を探った。そして、その題材を頼朝挙兵譚に含まれる、御家人佐々木氏、および渋谷氏関係の記事に採った。

この選択の理由は2つある；第1に、挙兵譚を含む頼朝將軍記の部分は吾妻鏡の中では最も良く編纂の手が入って居る為に、鎌倉幕府の政治的選択・制度設計にかけの思いを知るのに都合が良いから、第2に、佐々木氏および渋谷氏関係の記事は、吾妻鏡と平家物語の間、というよりも、すでに読み本系の平家物語の諸本の間で、大がかりな対抗関係が存在している(多岐にわたる異同がみられる)ため、既存の対抗関係の網の目の中で鎌倉幕府がどのような選択をしたかが明確に浮かび上がるはずであるから、である。

### 4. 研究成果

(1) 研究の中心課題である吾妻鏡については、第1に佐々木氏関係の記事の分析から、以下の知見を得た。

当時の一般的社会通念を構成すると考えられる読み本系平家物語諸本では、姻族の結合と主従の結合とを二項対立の図式で捉えていた。忠義の士は、舅や妻子を振り捨てて主君に忠義をつくす「べき」ものとされていたのである。之に対し、鎌倉幕府は、吾妻鏡の頼朝記編纂の際に、読み本系平家物語(延慶本に近い)の一本を利用したにも拘らず、御家人の上記の二項対立図式に敢て触れず、恐らくは参照した平家一本に載せていたであろう「舅を捨てる」記述を採用しなかった。

従者の忠義を重んじたいはずの鎌倉幕府が、そのような記述を採用したのは何故か？

当時の御家人社会では、姻族の結合が重要な役割を担って居た(そもそも北条氏が將軍の後見となったのは姻族結合による)が、その結合関係は十分に定式化されておらず、動もすれば御家人の家の間に支配従属関係をもたらしかねなかった。

鎌倉幕府は、姻族の結合が現実に大きな役割を担っていたことを理解していたから、過去に於けるその働きを無視は出来なかったが、しかし、舅と舅とのどちらかに肩入れすれば、御家人の家の間の隠微なマウンティングを助長し、御家人社会の不安定を助長することになる、だからこそ、鎌倉幕府は、姻族の結合の果たした役割に就いて、吾妻鏡の中で価値中立的な態度を採った。そして、姻族関係ではなく、個々の御家人同士の「傍輩」関係こそが、御家人社会を結ぶ紐帯として機能していたかのような、鎌倉初期の歴史像を新たに作り上げ、之を長く参照されるべきものとして、「家門草創」記事の初めに置いたのである。

吾妻鏡については、第2に、渋谷氏関係の記事について、以下の知見を得た。

渋谷氏関係の記事は、第一に、軍奉行の記録、京都鎌倉の官僚の日記、渋谷氏の家伝を用いた部分(これには疑偽文書を含む)のほかに、現存する読み本系平家物語そのものではないが、読み本系平家物語諸本と基本的筋書を共有し、しかし、個々のエピソードに対する評価に於いては鋭く対立する一本から引用した部分があること、第二に、御家人の家同士の姻族関係、御家人家内の父子関係、並びに御家人と將軍との主従関係との間の価値付けを繞って、読み本系平家物語諸本の間で、A《「姻族的結合の尊重」と「家父長権の優位」との価値的優位》を主張する物と、B《「(主従関係の強調に因る)姻族的結合の切断」と「家父長支配からの子(たる御家人)の独立」との価値的優位》を主張する物とが、吾妻鏡編纂の背景に存していたこと、

第三に、將軍と御家人との主従関係に立脚する鎌倉幕府は、Bの系統に属する平家物語一本を吾妻鏡編纂に際して用いていること（少なくとも、寿永三年二月二日条は、そうであること）ただし、その際には「姻族的結合の切断」モメントを薄めていたこと、以上である。

先年明らかにした所では、鎌倉幕府は御家人の家同士の姻族的結合への介入には極めて謙抑的であり、その謙抑性の理由は傍輩制度の維持にあった。これに対し、鎌倉幕府は、末端の権力基盤とも云うべき御家人の家内部関係への介入には、それほど謙抑的でなかった。その理由は、父子の筋で継承される家の構造が堅固であった、ないし、堅牢であると認識されていたためである、と推測した。

(2) 次に、研究の過程で、以下の3つの副産物を得た。

第1に、平家物語等の国文学系ないし、民俗学系研究史の整理、批判的読解作業の中で、今日では余り注目されることのない佐野一彦の業績に行き当たり、佐野一彦が遺した講義録、書簡等の一部を2回にわたって現地調査した。現時点では未だ膨大な資料の全てを整理し切れていないが、佐野の業績は、基本的にはドイツ文芸学の流れを汲み、これに民俗学（柳田・折口）を加味しつつ、日本の国文学、歴史学の複合的領域を切り拓いたもので、同時代の保田与重郎や和辻哲郎なども大まかな指向を共有するものであるように推測される。斯かる佐野の遺産は、今後の歴史学、国文学（史）、民俗学史、史学史等の研究の推進に大いなる好影響を与えるものであると考えられる。この研究成果の一部は、平成27年11月17日、藝林会第9回研究会大会で「南北朝正閏論争と神皇正統記」と題して報告した。

第2に、吾妻鏡を取り巻く言説世界を掘り広く俯瞰し、南北朝以降の武家に関する言説研究に繋げるため、鎌倉中後期の京都に於ける歴史叙述相互間に於ける伝承の相違について検討した。その端緒として、平家物語に先行する愚管抄が吾妻鏡に（そしてもちろん平家物語に）与えた影響を計るため、その写本に関する基礎的研究を行った。その一端を、坂口太郎氏の近業を紹介するかたちで、国家学会雑誌第132巻第1・2号に学界展望として掲載した。

第3に、昨年度～本年度の研究の副産物として、法制史学者・中田薫の学問の全体像を、彼の土地法・親族法についての見解を主軸として概観する論文を執筆し、山口道弘「私有と自主立法権（Autonomie） 法制史家中田薫の学問形成」佐藤健太郎・荻山正浩・山口道弘編・公正から問う近代日本史（吉田書店）として公刊した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

山口道弘、一 坂口太郎『愚管抄』校訂私考」古代文化第六八巻第二号(平成二八年) 二 佐藤雄基「中世の法典：御成敗式目と分国法」高谷知佳=小石川裕介(編)『日本法史から何が見えるか：法と秩序の歴史を学ぶ』(学界展望 日本法制史)、国家学会雑誌、査読無、132(1・2)、2019、pp. 127-129

山口道弘、吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて：寿永3年2月2日条の解釈、千葉大学法学論集、査読無、32(1・2)、2017、pp. 1-47

<https://opac.ll.chiba-u.jp/da/curator/104152/?lang=0&mode=0&opkey=R155529542605387&idx=1>

山口道弘、制度としての傍輩：『吾妻鏡』頼朝挙兵記事に於ける佐々木氏伝承を中心に、千葉大学法学論集、査読無、31(3・4)、2017、201-240

<https://opac.ll.chiba-u.jp/da/curator/102666/?lang=0&mode=0&opkey=R155529542605387&idx=2>

山口道弘、南北朝正閏論争と神皇正統記、藝林、査読有、65-1、2016、pp. 132-155

〔学会発表〕(計3件)

山口道弘、『吾妻鏡』頼朝挙兵記事に於ける佐々木氏伝承について、東京大学大学院人文社会科学系研究科 多分野交流プロジェクト研究（東京大学）、2017

山口道弘、鎌倉幕府の御家人制と『吾妻鏡』 頼朝挙兵譚の分析を中心に、法制史学会 第265回東京部会（一橋大学）、2017

山口道弘、南北朝正閏論争と神皇正統記、藝林會大会（常磐大学）、2015

〔図書〕(計1件)

佐藤健太郎・荻山正浩・山口道弘、吉田書店、公正から問う近代日本史、2019、570（担当：1-9、509-556）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。